――国鉄分割・民営化で不当解雇から２６年――

2・17労働者集会

国鉄分割・民営化で７６２８人の国鉄労働者にＪＲへの不採用通知が出された１９８７年２月１６日から２６年を迎えます。国鉄分割・民営化に反対する組合に所属した者を狙い撃ちにした事実上の指名解雇に対し、１０４７名の国鉄労働者が「解雇撤回・原職復帰」を求めて四半世紀のあいだ闘ってきました。国鉄分割・民営化は、日本の労働運動を壊滅することを狙った戦後最大の攻撃でした。１０４７名解雇撤回闘争は、この歴史的攻撃に対して、あくまで民営化反対を貫いて解雇撤回・原職復帰で闘ってきました。日本労働運動の再生の可能性がこの闘いの中にあります。

動労千葉鉄建公団訴訟の６・２９地裁判決は、２０１０年の４・９政治和解をこえて闘いを継続する中で、１０４７名解雇撤回闘争に新たな展望を示した画期的な判決です。国鉄方式の解雇攻撃と現代的に対決し、あらためて全国の国鉄闘争の支援陣形を再団結させ、階級的労働運動を甦らせる土台となる決定的な闘いです。

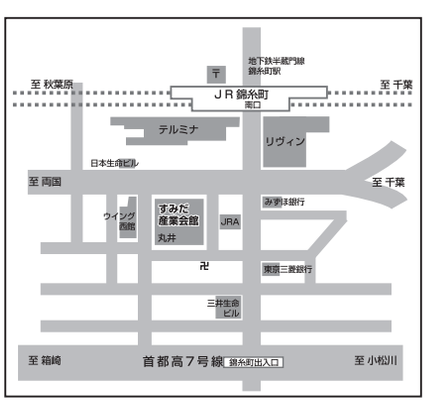

動労千葉はＪＲ東日本の１０・１検修外注化と闘い抜き、現場組合員が「俺たちには団結がある。動労千葉がある」と実感できる地平を新たな出発点に、外注化－強制出向による分断攻撃と偽装請負のもとでのデタラメな作業体制と必死に闘っています。１２月２６日、出向無効確認訴訟も始まりました。

いまあらためて国鉄１０４７名解雇撤回闘争の再構築をかけ、解雇撤回・ＪＲ復帰の高裁判決をかちとる全国的な署名運動の発展と、全国の職場生産点からの民営化・外注化阻止、非正規職撤廃の闘いをつくり、職場・地域から階級的労働運動を復権することが求められています。２・１７労働者集会への大結集を訴えます。

日　　時　２０１３年２月１７日（日）５時～（開　場　４時半）

場　　所　すみだ産業会館（東京都墨田区江東橋３－９－１０　錦糸町駅前・丸井錦糸町店９階）

呼びかけ　国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動

〔連絡先〕国鉄千葉動力車労働組合　〒260-0017 千葉市中央区要町 2-8 DC 会館内
電話 043-222-7207　FAX043-224-7197　doro-chiba@doro-chiba.org

動労千葉 鉄建公団訴訟（解雇撤回・原職復帰裁判）
６・２９東京地裁判決のポイント

1 動労千葉など、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を**不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準を策定**したと推認するのが相当

原告らが、ＪＲの採用候補者名簿の原案に一旦記載されていたところ、設立委員会への名簿提出期限（８７年２月７日）が迫った段階（８７年１月末～２月初め）になって急遽、名簿不記載基準が策定されていること、策定時期が概ね改革労協側の国鉄当局に対する抗議の姿勢が最高潮に達した時期と概ね一致していること、名簿不記載基準の具体的な策定時期、国鉄内部での意思形成過程等の主要な策定経緯について、被告が何ら説得力のある主張、立証をしていないこと、国鉄の職制が分割・民営化に反対する労働組合を嫌悪し差別する発言をしていること等を総合勘案すれば、国鉄当局としては、一旦は原告を含む動労千葉組合員をも基本的には採用候補者名簿に記載する方向で動いていた（少なくとも、これを排除する明確な方針をとっていたものではなかった）にもかかわらず、改革労協側の姿勢に触発されるなどして、動労千葉等、分割・民営化に反対する労働組合に所属する職員を不当に差別する目的、動機の下に、名簿不記載基準を策定したと推認するのが相当である。（判決文より）

» » » いったんは動労千葉の組合員も採用名簿に載っていたが、改革労協（現在のＪＲ総連）の抗議によって、名簿提出の直前になってから、分割・民営化に反対する動労千葉組合員らを排除するために名簿へ不記載にするための基準を新たに策定したと（東京地裁として）**認定!!**

2 名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、**ＪＲ東日本に採用されたはず**

前記認定事実からすれば、本件名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、その結果、ＪＲ東日本に採用されたはずであるといいうるから、上記不法行為に基づく損害として、原告らがＪＲに採用されていたであろうことを前提にして経済的利益（逸失利益）を観念する余地があるということはできる。（判決文より）

» » » 名簿不記載の基準が策定されなければ、動労千葉の組合員らは名簿に記載され、ＪＲ東日本に採用されたはずと**認定!!**

（ここが問題！）不当労働行為を不法行為と言い換えて原状回復＝解雇撤回を否定。３年分の賃金の差額でごまかしている